資料 11

電気設備が設置されている部分等の特殊消火設備

別記１

法令適用の運用基準

第１　本基準における用語

１　電気設備が設置されている部分に関する用語

⑴　「電気設備が設置されている部分」とは、政令第13条第１項第６欄並び条例第40条第１項第２欄及び第４欄第２号に規定する発電機又は変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分をいう。

⑵　「電気設備」とは、発電機、変圧器及び電気機器（変電設備、発電設備及び蓄電池設備）をいう。

⑶　「電気機器」とは、電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等をいう。

⑷　「変電設備」とは、電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器（一つの変圧器の容量が５ｋＶＡ未満のものを除く。）、コンデンサ等の電気機器によって構成されるものをいう。

⑸　「発電設備」とは、内燃機関（ガスタービンを含む。）を原動機として、発電機、始動装置、制御装置等によって構成される設備及び改質装置（燃料処理装置）、電池スタック、インバータ等によって構成される燃料電池であり、出力が４kW又は５ｋＶＡ以上の固定して使用する設備をいう。

⑹　「蓄電池設備」とは、蓄電池、充電装置、保安装置、制御装置等によって構成される設備で、固定して使用するものをいう。この場合、制御装置等には、直送回路及び逆変換装置等に用いる変圧器（入力が低圧で油入機器以外のものを使用するものに限る。）も含まれる。

⑺　「告示適合キュービクル式」とは、キュービクル式変電設備等の基準（昭和50年10月東京消防庁告示第11号）に適合している電気設備をいう。

⑻　「低圧」とは、電気設備技術基準第２条に定める直流にあっては750Ｖ以下、交流にあっては600Ｖ以下の電圧をいう。

⑼　「高圧」とは、電気設備技術基準第２条に定める直流にあっては750Ｖを超え、交流にあっては600Ｖを超え、7,000Ｖ以下の電圧をいう。

⑽　「特別高圧」とは、7,000Ｖを超える電圧をいう。

２　多量の火気使用部分に関する事項

⑴　「多量の火気使用部分」とは、政令第13条第１項第７欄に規定する鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分をいう。

⑵　「火気設備」とは、炉、厨房設備、乾燥設備、簡易又は給湯湯沸設備、ボイラー等の火を使用する設備をいう。

⑶　「火気器具」とは、調理用器具、移動式ストーブ等の火を使用する器具をいう。

⑷　「火気設備器具」とは、多量の火気使用部分に設置されている火気設備又は火気器具をいう。

３　通信機器室、電子計算機室等に関する事項

「通信機器室、電子計算機室等」とは、政令第13条第１項第８欄及び条例第40条第１項第４欄第１号に規定する通信機器室、電子計算機室、電子顕微鏡その他これらに類する室をいう。

第２　電気設備が設置されている部分に関する事項

電気設備が設置されている部分に関する特殊消火設備の法令適用は、次によること。

１　政令第 13 条関係

⑴　適用対象

ア　政令第13条第１項第６欄で規定する「発電機又は変圧器」は、発電設備として設置する発電機（全出力が20kW未満の内燃機関（ガスタービン含む。）のものを除く。）又は変電設備として設置

する変圧器（全出力が20kW未満のものを除く。）をいうものであること。この場合、全出力の算定は、第３章第２節第16「変電設備等」．２の例によること。

イ　政令第13条第１項第６欄で規定する「その他これらに類する電気設備」は、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器、急速充電設備及び蓄電池設備をいうものである。

なお、次のいずれかに該当するものを除く。

(ｱ) 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

(ｲ) 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

(ｳ) 蓄電池設備で、蓄電池容量が10kWh以下のもの及び蓄電池容量が10kWhを超え20kWh以下のもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和５年消防庁告示第７号）第２に定める出火防止措置が講じられたもの

(ｴ) 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御弁式のもの

(ｵ) 配線、照明、電動機等

(ｶ) 急速充電設備で全出力が20ｋW以下のもの

⑵　床面積の算定

政令第13条第１項第６欄で規定する「床面積」の算定は、次のいずれかによること。ただし、屋外（屋上を含む。）に電気設備が設置されている場合は、次のイによること。

ア　不燃区画された部分の場合（別図１参照）

不燃材料の壁、柱、天井（天井のない場合は、はり及び屋根。以下同じ。）、床で区画された部分（以下この項において「不燃区画」という。）の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

(ｱ) 屋内に面する出入口、窓、換気口（ガラリ等）等の開口部には、建基政令第112条第19項第２号に規定する構造の防火設備（出入口、窓等は、防火戸に限る。(ｳ)において同じ。）が設けてあること。

(ｲ) 屋内に面する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該不燃区画を貫通している部分又はこれに近接する部分に建基政令第112条第21項に規定する構造の防火設備が設けてあること。

(ｳ) 屋外に面する開口部には、防火設備が設けてあること。

イ　水平投影による部分の場合（別図２参照）

電気設備が据え付けられた部分の水平投影面の周囲から水平距離５ｍまでの範囲の部分（以下「水平投影による部分」という。）を床面積とするほか、次によること。

(ｱ) 同一室内に電気設備の当該機器等が２箇所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。）とすること。

(ｲ) 水平投影による部分に耐火構造の壁（以下「耐火有効壁」という。）が設けられている場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、耐火有効壁に開口部が設けられた場合には、前アの例による防火設備が設けられていること。

２　条例第40条関係

⑴　条例第40条第１項第２欄関係

ア　適用対象

(ｱ) 条例第40条第１項第２欄第１号、第２号及び第４号に規定する「変電設備」は、第１、１、⑷によるほか、当該変電設備の特別高圧又は高圧の電路に接続する電気機器を含めていうものであること。

(ｲ) 条例第40条第１項第２欄第３号及び第４号に規定する「発電設備」は、第１、１、(5）によること。

(ｳ) 条例第40条第１項第２欄第４号に規定する「無人の変電設備又は発電設備のある場所」は、同一敷地内に関係者が常駐していない変電設備又は発電設備のある場所をいうものであること（以下「無人変電設備等」という。）。

なお、次のいずれかに該当する場合は、無人変電設備等とは扱わない。

ａ　夜間、休日等で継続的に無人状態となるもの

ｂ　付近の別の敷地内に関係者が常駐しており、有効な巡視が行われているもの

ｃ　当該設備の状況を監視することができる制御所（関係者が常時勤務し、当該設備に火災及び事故等が発生した場合（同時多発時を含む。）、直ちに出動できる体制にあるものに限る。）にお

いて、遮断器の操作及び保護継電器等の操作状況の監視並びに火災発生の覚知ができ、かつ、火災発生の場合、当該制御室から関係場所に速やかに通報・連絡ができるもの

ｄ　変電設備又は発電設備の全出力が100kW未満のもの

イ　全出力の算定

条例第40条第１項第２欄第２号及び第３号に規定する「全出力」の算定は、第３章第２節第16「変電設備等」．２によること。

⑵　条例第40条第１項第４欄第２号関係

条例第40条第１項第４欄第２号に規定する「発電機又は変圧器その他これらに類する電気設備」は、第２、１、⑴の例によること。

第３　多量の火気使用部分に関する事項

多量の火気使用部分に関する特殊消火設備の法令適用は、次によること。

１　適用対象

政令第13条第１項第７欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分」は、次によること。

⑴　鍛造場、ボイラー室、乾燥室

政令第13条第１項第７欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室」は、それぞれの目的のための火気設備器具（入力（最大の消費熱量をいう。以下この項において同じ。）の合計が350kW未満のものを含む。）を設けた部分をいうものであること。ただし、次の火気設備器具のみを設けた部分は除く。

ア　JIS Ｓ 2109（家庭用ガス温水機器）又はJIS Ｓ 3024（石油小型給湯機）に該当する機器

イ　容易に移動可能な火気設備器具

⑵　その他多量の火気を使用する部分

ア　政令第13条第１項第７欄に規定する「その他多量の火気を使用する部分」は、入力の合計が350kW以上の炉（吸収式冷温水機、開放炉、熱風炉等）、厨房設備、温風暖房機、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、金属溶解設備等の火気設備器具（容易に移動可能な火気器具を除く。）が設けられている部分をいうものであること。

なお、火気設備器具の展示、販売を目的とした展示場、ショールーム等の部分（仮設、催物を含む。以下「火気設備器具の展示場等」という。）にあっては、実際に燃焼、発熱させる火気設備器具が設けられている部分とする。

イ　前アの入力の算出方法は、第３章第１節第１「共通事項」．⑽（エを除く。）の例によるほか、同一の場所に複数又は種類の異なる火気設備器具が設けてある場合には、それぞれの最大消費熱量を合算した値とすること。

２　床面積の算定

政令第13条第１項第７欄に規定する「床面積」の算定は、第２、１、⑵の例によること。

第４　通信機器室、電子計算機室等に関する事項

通信機器室、電子計算機室等に関する特殊消火設備の法令適用は、次によること。

１　政令第13条関係

⑴　適用対象

政令第13条第１項第８欄に規定する「通信機器室」は、自動又は手動により信号の送受を行うための通信機器（以下「通信機器」という。）が収納されている室である電話通信機器室、電報通信機器室、無線通信機器室、搬送通信機器室及びデータ通信機器室等をいうものであること。

なお、次のような室は、「通信機器室」に含まれる。

ア　利用者に計算又はデータベースサービスを提供し、ネットワーク制御機能を実行できるサーバを含むコンピュータ（演算、記憶、制御及び入出力の各機能を有する装置）を設ける専用の室

イ　通信関係装置（通信回線、交換機、多重化装置、ネットワーク機器、ＭＤＦ、ＩＤＦ等）を設ける専用の室

※　ＭＤＦはMaster Distributing Frame、ＩＤＦはIntermediate Distributing Frameの略である（以下同じ。）。

ウ　記録媒体（データ、プログラム及びドキュメント等を記録した機器、ディスク、磁気テープ、フィルム、カード、用紙等）及びドキュメント（システム設計、プログラム作成、情報システムの運用等に関する記録）を設ける専用の室

⑵　床面積の算定

政令第13条第１項第８欄に規定する「床面積」の算定は、通信機器が設けられている室の全部の床面積又は第２、１、⑵の例による床面積とすること。

２　条例第40条関係

⑴　通信機器室

条例第40条第１項第４欄第１号に規定する「通信機器室」は、前１、⑴の例によること。

⑵　電子計算機室

条例第40条第１項第４欄第１号に規定する「電子計算機室」は、利用者に計算又はデータベースサービスを提供し、ネットワーク制御機能を実行できるサーバを含むコンピュータ（演算、記憶、制御及び入出力の各機能を有する装置）が設置されている専用の室をいうものであること。

なお、事務室、店舗、配送センター等にデータ等の入出力のため、コンピュータに通信回線等で接続された機器（ワークステーション、パーソナルコンピュータ、現金自動預払機、現金自動支払機、各種発券機等）を設けているものは、「電子計算機室」に含まれない。

⑶　その他これらに類する室

条例第40条第１項第４欄第１号に規定する電子計算機室に係る「その他これらに類する室」には、次のものが該当するものであること。

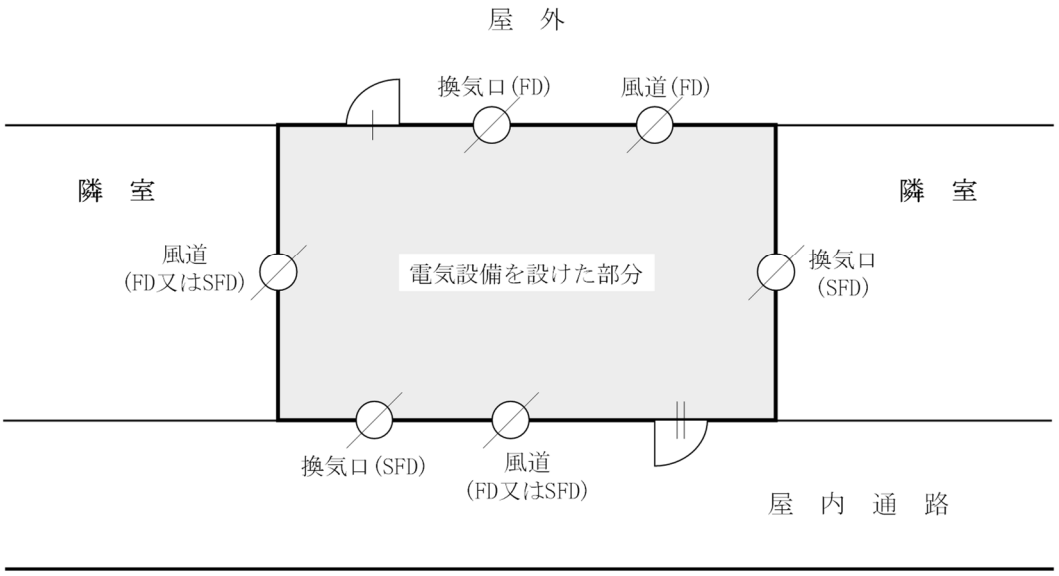
ア　「電子計算機室」の電子計算機用として通信関係装置（通信回線、交換機、多重化装置、ネットワーク機器、ＭＤＦ、ＩＤＦ等）を設ける専用の室

イ　「電子計算機室」の電子計算機用として記録媒体（データ、プログラム及びドキュメント等を記録した機器、ディスク、磁気テープ、フィルム、カード、用紙等）及びドキュメント（システム設計、プログラム作成、情報システムの運用等に関する記録）を保管するための専用の室

⑷　事務室等に設けられたコンピュータ

事務室、店舗、配送センター等の一部にデータ等の入出力のため、コンピュータに通信回線等で接続された機器（ワークステーション、パーソナルコンピュータ、現金自動預払機、現金自動支払機、各種発券機等）を設けているものは、条例第40条第１項第４欄第１号に規定する「電子計算機室」及び電子計算機室に係る「その他これらに類する室」として取り扱わないものであること。

別図１　不燃区画された部分の例

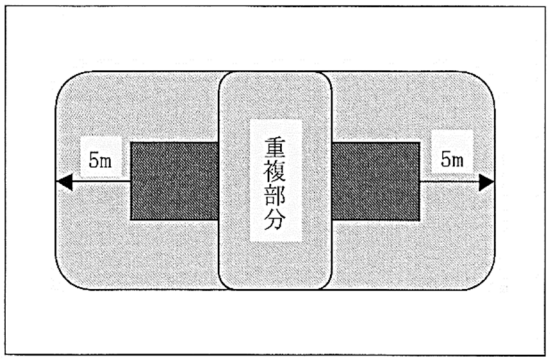


（凡例）　：不燃区画　：壁　：防火ダンパー　：防火戸（随時閉鎖）

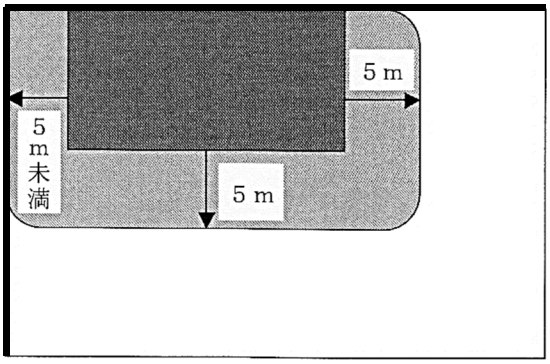
：防火戸（常時閉鎖、又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖若しくは作動するもの）

FD　：火災により急激に温度が上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動するもの
SFD　：火災により煙が発生した又は温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動するもの

別図２　水平投影による部分の場合の例



（例１：水平投影による部分）



（例２：耐火有効壁がある場合）

（凡例）　：不燃区画　：耐火有効壁

：電気設備等の据え付け部分　　：水平投影による部分

※　床面積の算定は　（据え付け部分）と　（水平投影による部分）の合計とすること（重複部分は二重に加算しない）。

別記２

特例適用の運用基準

第１　基準の適用範囲

この基準は、政令第13条第１項及び条例第40条第１項に規定する防火対象物又はその部分のうち、電気設備が設置されている部分、多量の火気を使用する部分、通信機器室、電子計算機室等（発電所の電気設備が設置されている部分を除く。以下「電気設備が設置されている部分等」という。）に対して、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「特殊消火設備」という。）を設置しないことができる場合の基準の特例適用に係る運用基準を定めたものである。

なお、本基準により特例を適用し、特殊消火設備を設置しない電気設備が設置されている部分等のうち、政令及び条例の規定により屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、連結散水設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）の設置を要する部分にあっては、特例適用条件により設置した代替消火設備（スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備）の有効警戒範囲に限って、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、屋内消火栓設備等を設置しないことができるものとする。

また、本特例基準の適用を受ける場合は、条例第64条第１項に基づく申請を求めること。

第２　用語例等

本基準における用語例等は、別記１「電気設備が設置されている部分等の特殊消火設備に係る法令適用の運用基準」の例によること。

第３　電気設備が設置されている部分に関する事項

電気設備が設置されている部分における特殊消火設備の設置に係る政令第32条又は条例第47条の規定の適用にあっては、次によること。

１　代替消火設備を設置した場合

電気設備が設置されている部分は、第７章資料６「変電設備等に設ける水系消火設備の技術基準」に基づくスプリンクラー設備又は水噴霧消火設備を設置した場合、政令第13条第１項第６欄、条例第40条第１項第２欄及び同項第４欄第２号の規定にかかわらず、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

２　新ガス系消火装置を設置した場合

次のすべてに適合する電気設備が設置されている部分は、当該部分に「ガス系消火設備等に係る取扱いについて（平成７年５月10日消防予第89号消防庁予防課長通知）」（以下「89号通知」という。）に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センターで、その機能、性能等の評価されたパッケージ型の新ガス系消火装置、又は同等の機能、性能等を有する新ガス系消火装置を「新ガス系消火装置の性能評価について（平成８年４月11日予予第311号予防部長通知）」２の例により新設した場合、条例第40条第１項第４欄第２号の規定にかかわらず、条例第47条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

⑴　油入機器を使用する電気設備以外のもの

⑵　無人の変電設備又は発電設備以外のもの

⑶　電気設備の設置場所の床面積が200㎡未満で、かつ、体積が400㎥以下のもの

※　一般財団法人日本消防設備安全センターで性能評定されたパッケージ型ガス消火装置については、89号通知に基づき評価された新ガス消火装置と同等の機能、性能等を有するものと扱う。

３　大型消火器を設置した場合

⑴　政令第13条第１項第６欄関係

次のア又はイに適合する電気設備が設置されている部分は、当該部分に大型消火器を政令第10条第２項の規定の例により設置した場合には、政令第13条第１項第６欄の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

ア　冷却又は絶縁のための油類に植物油を使用する変圧器（変電設備）で、次に掲げる要件を満たすもの

(ｱ) 絶縁油として使用する植物油は、法第２条第７項に規定する危険物に該当せず、かつ、燃焼点が300度を超えるものであること。

(ｲ) 変圧器には、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）第14条に規定する過電流遮断器及び第 44 条に規定する自動的に当該変圧器を電路から遮断する装置が施設されていること。

(ｳ) 変圧器は、耐火構造で区画された室に設けられていること。

(ｴ) 単器容量が10,000kVA以上の変圧器にあっては、当該変圧器専用の個室に設けられ、当該変圧器のほか、変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド等、変電設備の運転に必要な機器以外が設置されていないこと。

(ｵ) 単器容量が2,000kVA以上10,000kVA 未満の変圧器にあっては、当該変圧器（変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド等、変電設備の運転に必要な機器を含む。）と他設備との間に、耐火構造の壁（衝立）及び防火戸で遮へいされた区画に設けられていること。

(ｶ) 変圧器を設ける室には、油の流出を防止する対策及び放圧管からの噴油対策が講じられていること。

(ｷ) 無人変電設備等に該当しないこと。

イ　次に掲げる要件を満たすもの

(ｱ) 電気設備の設置場所は、次のいずれにも該当しないこと。

ａ　油入機器を使用する特別高圧の変電設備のある場所

ｂ　油入機器を使用する全出力が1,000kW以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所

ｃ　全出力が1,000kW以上の発電設備ある場所

ｄ　ａからｃ以外の無人の変電設備又は発電設備のある場所

ｅ　地盤面からの高さが31ｍを超える階に存する部分

(ｲ) 電気設備は、次のいずれにも該当しないこと。

ａ　発電機、変圧器のうち、冷却又は絶縁のために可燃性の油類を使用し、又は水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれがあるもの

ｂ　全出力の容量が1,000kW以上の電気設備（蓄電池設備、及び地下４階以下の階以外に設置されているもので、冷却又は絶縁のために油類を使用しないものを除く。）

ｃ　全出力の容量が15,000kW以上の密封方式の電気設備（封じ切り方式、窒素封入式等の絶縁劣化アーク等による発火危険のおそれが少なく、内部に開閉接点を有しない構造のものを除く。）で、冷却又は絶縁のために可燃性の油類を使用するもの

ｄ　ＯＦケーブル油槽（地上に設けられているもの、工事中の仮設用又は油量が100Ｌ未満のものを除く。）のうち、密封方式以外のもの

ｅ　告示適合キュービクル式以外の蓄電池設備であるもの

⑵　条例第40条第１項第２欄関係

次のすべてに適合する変電設備が設置されている部分は、当該部分に大型消火器を政令第10条第２項の規定の例により設置した場合、条例第40条第１項第２欄の規定にかかわらず、条例第47条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

ア　変電設備の設置場所は、次のいずれにも該当しないこと。

(ｱ) 設置場所の床面積が200㎡以上のもの

(ｲ) 地盤面からの高さが31ｍを超える階に存するもの

(ｳ) 地下４階以下の階にあるもの

(ｴ) (ｱ)から(ｳ)以外の無人の変電設備のある場所

イ　変電設備は、次のいずれかに該当すること。

(ｱ) 油入変圧器のみの全出力500kW未満のものを屋内に設けるもの

(ｲ) 告示適合キュービクル式の変電設備を条例第11条第１項第３号及び第３の２号（ただし書きを除く。）に規定する区画（以下「条例規制の不燃区画」という。）内に設ける場合で、油入機器に収納されている油が外箱の周囲に流出しない構造としたもの

(ｳ) 主要構造部を耐火建築物とし、開口部に特定防火設備を設けた独立専用棟（政令第８条の規定に

より別棟扱いできる変電設備のある場所も含む。）に変電設備を設ける場合で、同一敷地内の隣接する建築物（工作物を含む。）又は隣地境界線から当該独立専用棟までの水平距離が１ｍ以上離れているもの

(ｴ) 主要構造部を不燃構造とし、開口部に特定防火設備を設けた独立専用棟に変電設備を設ける場合同一敷地内の隣接する建築物（工作物を含む。）又は隣地境界線から当該独立専用棟までの水平距離が３ｍ以上離れているもの

(ｵ) 屋外（屋上の場合は床面を耐火構造とした屋上に限る。）に変電設備（当該変電設備の周囲に抽入機器に収納されている油が他に流出しない構造の防油堤が設けてあるものに限る。）を設けるもので、同一敷地内の陳接する建築物（工作物を含む。）又は隣地境界線から、当該変電設備までの水平距離が５ｍ以上離れているもの

なお、次の場合は、水平距離をこれによらないことができる。

a　水平距離を３ｍ以上にできるものは、告示適合キュービクル式の変電設備を設けたもの若しくは当該抽入機器の面に耐火有効壁又は防火上有効なへい（当該変電設備の側方１ｍ以上、地盤面又は床面からの高さが２ｍ以上となる不燃材で造ったものをいう。以下同じ。）があるもの

b　水平距離を１ｍ以上にできるものは、告示適合キュービクル式の変電設備を設け、かつ、当該変電設備に面して耐火有効壁又は防火上有効なへいがあるもの

(ｶ) ⑴ア（(ｲ)及び(ｷ)を除く）に適合する変電設備

ウ　変電設備には、次のすべての対策が講じられていること。

(ｱ) 引込み点の最も近い箇所で受電電力を一括して有効に遮断することができる遮断器が設置されていること。

(ｲ) 過電流、短絡電流及び地絡電流の発生を検出する過電流継電器、地絡継電器等を設け、かつ、これらの継電器が動作した際に受電電力を有効に遮断できる装置が設置されていること。

(ｳ) 変圧器のバンク毎、回路毎の過負荷防止装置が設置されているもの又は過負荷対策を講じたものであること。

(ｴ) 次の管理体制が確立されていること。

a　保守員が常駐しているもの

なお、次のいずれかに適合する場合は、保守員が常駐しているものとみなす。

(a) 管理について権限を有するものが同一であり、かつ、同一敷地内にある他の防火対象物に保守員が常駐しているもの

(b) 変電設備の状況を監視することができる制御室等（以下「制御室」という。）を設け、当該制御室において遮断器の操作及び保護継電器の動作状況の監視並びに火災発生の覚知ができ、かつ、火災発生の場合は制御室から関係機関、関係場所に速やかに通報、連絡できるもの

b　法第８条に準じた防火管理体制が確立されているもの

(ｵ) 特別高圧の変電設備には、次のすべての対策が講じられていること。

a　変圧器の異常な油温上昇に対する警報装置が設置されていること。

b　変圧器内部の異常を検出する差動継電器を設け、かつ、当該継電器の動作に際して変圧器の内部の異常が他の電気回路に波及しないよう遮断装置が設置されていること。

c　高圧進相コンデンサ回路に保護用電力ヒューズが設置されていること。

⑶　条例第40条第１項第４欄第２号関係

次のいずれかの電気設備のみが設置されている部分は、当該部分に大型消火器を政令第10条第２項の規定の例により設置した場合、又は、大型消火器の薬剤総質量以上となる複数の消火器を当該電気設備が設置されている部分の出入口、若しくはその直近に設けた場合には、条例第40条第１項第４欄第２号の規定にかかわらず、条例第47条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

ア　次のすべてに適合する変電設備であるもの

(ｱ) 全出力が、特別高圧で受電する設備は500kW未満（100kW未満のものを除く。）、高圧又は低圧で受電する設備は1,000kW未満（100kW未満のものを除く。）のもの

(ｲ) 変電設備専用又は電気配線用の条例規制の不燃区画内に設置されているもの

(ｳ) 変電設備が設置される部分の床面積が200m^2未満のもの

(ｴ) 油入機器を使用していないもの

(ｵ) 無人の場所以外に設置されるもの

イ　⑴ア並びに⑶ア(ｱ)及び(ｳ)に適合する変電設備であるもの
ウ　次のすべてに適合する発電設備であるもの
(ｱ) 全出力10kW未満のもの
(ｲ) 告示適合キュービクル式であるもの
(ｳ) 発電機の周囲に、燃料等の油が他に流出しない構造の防油堤が設けられているもの（気体燃料を使用するものにあっては、気体燃料が漏えいした場合に燃料の供給を停止できる措置が講じてあるもの）
(ｴ) 設置される部分の床面積が200m²未満のもの
(ｵ) 無人の場所以外に設置されるもの
エ　告示適合キュービクル式の蓄電池設備（設置される部分等の床面積が200㎡未満のものに限る。）であるもの

4　消火器を設置した場合

次の変電設備又は蓄電池設備のみが設置されている部分は、当該部分に消火器を政令第10条第２項の規定の例により設置した場合、条例第40条第１項第４欄第２号の規定にかかわらず、条例第47条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

⑴　変電設備の場合
次のすべてに適合する変電設備であるもの
ア　油入機器を使用せず、かつ、全出力100kW未満のもの
イ　次のいずれかの場所に設置されているもの又は告示適合キュービクル式のもの
(ｱ) 変電設備専用の条例規制の不燃区画内のもの
(ｲ) 電気配線用の条例規制の不燃区画内のもの
ウ　変電設備が設置されている場所の床面積が200㎡未満であるもの
エ　無人の場所以外に設置されるもの

⑵　蓄電池設備の場合
次のすべてに適合する蓄電池設備であるもの
ア　蓄電池設備専用又は電気配線用の条例規制の不燃区画内に設置されているもの
イ　蓄電池設備が設置されている場所の床面積が200㎡未満であるもの

5　道路敷に設置する無人の変電設備の場合

次のすべてに適合する高速自動車道及び自動車専用道路（以下「高速自動車道等」という。）の道路敷に設置する無人の変電設備（以下「変電塔」という。）が設置される場合は、条例第40条第１項第２欄第４号の規定にかかわらず、条例第47条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

⑴　適用範囲
変電塔は、次のすべてに該当すること。
ア　変電塔が設置されている部分の床面積が200㎡未満であるもの
イ　道路の照明設備（道路の表示装置、道路の信号装置及び料金徴収所の小規模な照明設備も含む。）のみに電力を供給するもので道路敷に設置する全出力500kW未満で、消防用設備等の電源に使用しないもの
ウ　管制所等（変電塔の保護装置を常時監視できる施設をいう。以下同じ。）から監視できるもの

⑵　変電塔の設置位置及び構造
変電塔の設置位置及び構造は、条例第11条の規定によるほか、次のすべてに該当していること。
ア　告示適合キュービクル式の変電塔又は油入機器を使用しない変電塔であること。
イ　変電塔の周囲は、３m以上の保有距離を有すること。ただし、当該変電塔に面し、耐火構造の塀、そで壁等を設けた部分は、１mまで減ずることができる。
ウ　変電塔内の変圧器、コンデンサ及びその他主要機器に絶縁油（不燃液を含む。）が収納されているものは、当該絶縁油が高速自動車道等及び一般道路に流出しない措置を講じてあること。
エ　人が容易に触れるおそれがある場合及び車両が接触するおそれがある場所に設置する変電塔は、周囲に堅ろうな塀、さく等を設けてあること。

⑶　保安装置
保安装置は、次のすべてに該当していること。
ア　変電塔に火災及び事故等が発生した場合は、管制所等で覚知できること。

イ　変電塔の引込口付近には、過負荷及び短絡による電流を有効に遮断できる自動遮断器を設けること。
ウ　変電塔に電力を供給する電線には、当該電線ごとに電力を有効に遮断できる自動遮断器を設け、かつ、管制所等において当該自動遮断器の投入及び遮断の操作ができること。

⑷　管理態勢

管理態勢は、次のすべてに該当していること。

ア　管制所等には、保守員が常時勤務し変電塔の火災及び事故等が発生したとき直ちに出動できる態勢にあること。ただし、管制所等から通報及び連絡を受け、直ちに出動できる場所（以下「出動場所」という。）を設けた場合には、管制所から出動しないことができるものとする。
イ　管制所等又は出動場所には、変電塔の火災及び事故等が発生した際、常時出動できる車両（以下「出動車両」という。）が常備されていること。
ウ　管制所等と出動車両は、相互に無線電話、携帯電話等によって連絡できること。
エ　出動車両には、油火災に対する能力単位の合計が20以上となるように、消火器を常時積載しておくこと。この場合の消火器は、電気火災にも適応するものであること。
オ　出動車両以外で変電塔の保守管理等に使用する車両（以下「保守車両」という。）には、油火災に対する能力単位が４以上で、電気火災にも適応する消火器を常時１個以上積載すること。

⑸　消火器の設置基準消火器は、次により設けてあること。

ア　前⑷、エによる消火器の能力単位は、出動車両に積載するものを含めて、変電塔30基以内ごとに20以上であること。
イ　前⑷、オによる消火器の数は、保守車両に積載するものを含めて変電塔15基以内ごとに１個以上であること。
ウ　出動車両及び保守車両に積載するもの以外の消火器は、出動車両の待機場所に常備すること。

第４　多量の火気使用部分に関する事項

政令第13条第１項第７欄に規定する多量の火気使用部分における特殊消火設備の設置に係る政令第32条の規定の適用は、次によること。

１　代替消火設備を設置する場合

⑴　多量の火気を使用する厨房室の場合

次のすべてに適合する調理を目的として使用する火気設備器具が設けられる多量の火気使用部分は、当該火気使用部分にスプリンクラー設備を政令第12条に定める技術上の基準又は当該技術上の基準の例により設置した場合、政令第13条第１項第７欄の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

ア　油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に火炎伝送防止装置としてフード等用簡易自動消火装置が、第４章第２節第24「フード等用簡易自動消火装置」に定める基準に基づき設置されているもの
イ　熱源として液体燃料を使用しないもの
ウ　気体燃料を使用する厨房設備の場合には、フード等用簡易自動消火装置の起動及び多量の火気を使用する厨房室のスプリンクラー設備の作動と連動して当該厨房設備の気体燃料の供給を停止するもの
エ　固体燃料を使用する厨房設備（客席に設置する焼肉等用機器以外で、排気ダクトに接続できるものに限る。）の場合には、油脂を含む蒸気が自動洗浄等により排気ダクト内に入らない装置が設けられているもの

⑵　ボイラー、冷温水発生機等が設置される場合

次のア及びイに適合する多量の火気使用部分は、政令第13条第１項第７欄の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

ア　次のいずれかの消火設備が当該多量の火気使用部分の火気設備器具の据え付け部分及びその周囲５ｍの部分に設置していること。
(ｱ)　第７章資料６「変電設備等に設ける水系消火設備の技術基準」に準じて設置するスプリンクラー設備又は水噴霧消火設備
(ｲ)　政令第12条第２項に規定する舞台部に設ける場合の技術上の基準及び第４章第２節第４「スプリンクラー設備」．３の例により設置するスプリンクラー設備
イ　多量の火気使用部分の火気設備器具は、次のすべてに該当するボイラー、冷温水発生機、給湯設備

等のみが設置されるものであること。

(ｱ) 別記１、第２、1、(2)、アに定める不燃区画で区画された専用室又は機械室（当該火気使用設備の関連機器を設けているものに限る。）に設置されるもの

(ｲ) 熱源として気体燃料又は電気を使用するもの（気体燃料を使用するものは当該燃料が漏えいした場合に自動的に燃料の供給を停止でき、かつ、燃料の漏えいの発生を常時人がいる場所に警報を発するものに限る。）

(ｳ) 前アの消火設備のスプリンクラーヘッド又は水噴霧ヘッドからの散水により被水した場合、異常燃焼、爆発等を生じないなど保安上支障がないもの

2　大型消火器を設置した場合

次のいずれかの多量の火気使用部分は、当該火気使用部分に大型消火器を政令第10条第２項の規定の例により設置した場合、政令第13条第１項第７欄の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

⑴　鍛造場等の場合

鍛造場、ボイラー室又は乾燥室（以下「鍛造場等」という。）は、当該鍛造場等に設けられる火気使用設備の入力（火気使用設備が複数設けられている場合は、入力の合計）が350kW未満のもの

⑵　入力が120kW未満の火気設備器具の場合

多量の火気使用部分（条例第３条第１項８号、９号又は10号（工業用の炉に限る。）に該当する炉を設ける場合を除く。）のうち、当該部分の火気設備器具の入力（火気設備器具が複数設けられている場合は、入力の合計）が120kW未満の場合は、当該火気設備器具の相互の離隔距離が10ｍ（屋外（屋上を含む。）は５ｍ）以上のもの

⑶　政令別表第１⑿項イに掲げる用途に供される防火対象物の場合

政令別表第１⑿項イに掲げる用途（金属又はガラス等の溶解、熱処理等を行うものに限る。）に供される防火対象物は、当該多量の火気使用部分が別記１第２、１、⑵、アの例により不燃区画されているもの

⑷　火気設備器具の展示場等の場合

火気設備器具の展示場等で、次のすべてに適合するもの

なお、スプリンクラー設備が政令第12条に定める技術上の基準又は当該技術上の基準の例により設置されている火気設備器具の展示場等で、実際に燃焼、発熱させる火気設備器具の設置場所（避難通路、固定壁等で固まれたものをいう。以下「燃焼させる火気設備器具の設置場所」という。）に専用の消火器を設けた場合は、大型消火器を設けたものとみなすことができる。

ア　一の燃焼させる火気設備器具の設置場所において、当該場所の燃焼、発熱させる火気設備器具の最大消費熱量（同一の場所に２以上の火気設備器具が設置されている場合は、それぞれの入力の合計）が、350kW未満であるもの

この場合、当該場所と他の燃焼させる火気設備器具の設置場所の燃焼、発熱させる火気設備器具の据え付け部分相互の離隔距離が５ｍ以上であること。

イ　火気設備器具の展示場等での火災発生、及び当該場所の燃焼、発熱させる火気設備器具の異常燃焼等に際し、当該火気設備器具の燃料の供給を容易に停止できる措置が講じられているもの

ウ　火気設備器具の展示場等が、別記１第２、１、⑵、アに定める不燃区画により区画されているもの（当該部分にスプリンクラー設備が政令第12条に定める技術上の基準又は当該技術上の基準の例により設置している場合を除く。）

エ　使用に際し、燃焼、発熱させる火気設備器具毎に担当者がいるもの

3　消火器を設置した場合

次のいずれかの多量の火気使用部分は、当該部分に消火器を政令第10条第２項の規定の例により設置した場合、政令第13条第１項第７欄の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

⑴　ボイラー室で、各個の入力が70kW未満のボイラーのみを設けるもの

⑵　乾燥室で、各個の入力が17kW未満のもの又は据え付け面積が１㎡未満の乾燥設備のみを設けるもの

⑶　入力の合計が350kW以上の給湯設備のみが設置される部分で、各個の入力が70kW未満の給湯設備を設けるもの

⑷　入力の合計が350kW以上の温風暖房設備（風道を使用しない場合に限る。）又はガスヒートポンプ冷暖房機のみが設置される部分で、各個の入力が70kW未満の温風暖房設備又はガスヒートポンプ冷暖

房機を設けるもの

第５　通信機器室、電子計算機室等に関する事項

政令第13条第１項第８欄及び条例第40条第１項第４欄第１号に規定する通信機器室、電子計算機室等における特殊消火設備の設置に係る政令第32条又は条例第47条の規定の適用は、次によること。

１　スプリンクラー設備を設置した場合

電子計算機室は、政令第12条に定める技術上の基準の例によるスプリンクラー設備を設置した場合、政令第13条第１項第８欄及び条例第40条第１項第４欄第１号の規定にかかわらず、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

２　新ガス系消火装置を設置した場合

通信機器室、電子計算機室等（地盤面からの高さが31ｍを超える階に存し、かつ、当該部分の床面積が500㎡未満の場合に限る。）は、当該部分に第３、２の例によるパッケージ型の新ガス系消火装置を設置した場合、条例第40条第１項第４欄第１号の規定にかかわらず、条例第47条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

３　大型消火器を設置した場合

次のすべてに適合する通信機器室、電子計算機室等は、当該部分に大型消火器を政令第10条第２項の規定の例により設置した場合、又は、大型消火器の薬剤の総質量以上となる複数の消火器を当該通信機器室、電子計算機室等の出入口、若しくはその直近に設けた場合には、条例第40条第１項第４欄第１号の規定にかかわらず、条例第47条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

⑴　通信機器室、電子計算機室等の部分の床面積が50㎡未満のもの

⑵　通信機器室、電子計算機室等の部分が別記１、第２、１、⑵、アの例により不燃区画されているもの